

# 青森県報

第三千五百二十六号

平成二十四年  
四月十三日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

青森県褒賞規則により褒賞された者	……………	(総務学事課)	…
行政書士法による指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地変更の届出	……………	(同)	…二
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	……………	(障害福祉課)	…二
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出	……………	(同)	…二
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出	……………	(同)	…二
保安林の指定	……………	(林政課)	…四
保安林の指定施設要件の変更	……………	(同)	…四
公 告			
政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表	……………	(総務学事課)	…五
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	……………	(県民生活文化課)	…五
県営土地改良事業計画の決定	……………	(農村整備課)	…五
右 同	……………	(同)	…六
建設業者の許可の取消し	……………	(上北地域)	…六
出先機関			
土地改良区の定款変更の認可	……………	(東青地域)	…六

右 同

土地改良区の役員の就任

教育委員会

職員の給与に関する条例第二十五条の規定に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則

選挙管理委員会

政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体

労働委員会

あつせん員候補者の氏名等

## 告 示

青森県告示第三百三十二号

青森県褒賞規則（昭和三十三年二月青森県規則第十五号）第一条第一項の規定により次のとおり褒賞を行ったので、同規則第十一条の規定により告示する。

平成二十四年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十四年四月十日に行った褒賞

光星学院高等学校硬式野球部

第八十四回選抜高等学校野球大会において、善戦敢闘よく準優勝の偉業を成し遂げ郷土に名誉と誇りをもたらした事績まことに顕著であります。

青森県告示第百三十三号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条の四第二項の規定により、指定試験機関財団法人行政書士試験研究センターから次のとおり主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 変更後の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地

東京都千代田区一番町二五

二 変更しよとする年月日

平成二十四年四月二十三日

青森県告示第百三十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十四年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
アポテック内丸調剤薬局 アイセイ薬局白山台店	八戸市内丸三丁目五の三七の一 八戸市東白山台三丁目二〇の七	平成 四・ 四・ 五 "

青森県告示第百三十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から名称を変更した旨の届出があった

ので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十四年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変更年月日
変更前	国民健康保険五所川原市立西北中央病院	五所川原市字布屋町四一	平成 四・ 四・ 一
変更後	つがる西北五広域連合西 北中央病院		

青森県告示第百三十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十四年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
社会福祉法人やすらぎ会	身体障害者療護施設	松館療護園	八戸市大字松館 一字田ノ平一九の二 平成 四・ 三・ 九
社会福祉法人やすらぎ会	短期入所	松館療護園	八戸市大字松館 一字田ノ平一九の二 "
社会福祉法人やすらぎ会	生活介護	松館療護園	八戸市大字松館 一字田ノ平一九の二 "



社会福祉法人七峰会	社会福祉法人七峰会	社会福祉法人七峰会	社会福祉法人七峰会	社会福祉法人七峰会	社会福祉法人七峰会	社会福祉法人七峰会	社会福祉法人七峰会
弘前市大字下白銀町二一の八	弘前市大字下白銀町二一の八	弘前市大字下白銀町二一の八	弘前市大字下白銀町二一の八	弘前市大字下白銀町二一の八	弘前市大字下白銀町二一の八	弘前市大字下白銀町二一の八	弘前市大字下白銀町二一の八
身体障害者施設(通所部)	身体障害者施設(通所部)	身体障害者施設(通所部)	身体障害者施設(通所部)	身体障害者施設(通所部)	身体障害者施設(通所部)	身体障害者施設(通所部)	身体障害者施設(通所部)
青森市小柳五丁目一三の一	青森市小柳五丁目一三の一	青森市小柳五丁目一三の一	青森市小柳五丁目一三の一	青森市小柳五丁目一三の一	青森市小柳五丁目一三の一	青森市小柳五丁目一三の一	青森市小柳五丁目一三の一
住宅介護施設	住宅介護施設	住宅介護施設	住宅介護施設	住宅介護施設	住宅介護施設	住宅介護施設	住宅介護施設
青森市小柳五丁目一三の一	青森市小柳五丁目一三の一	青森市小柳五丁目一三の一	青森市小柳五丁目一三の一	青森市小柳五丁目一三の一	青森市小柳五丁目一三の一	青森市小柳五丁目一三の一	青森市小柳五丁目一三の一
二四・三八	二四・三八	二四・三八	二四・三八	二四・三八	二四・三八	二四・三八	二四・三八

青森県告示第三百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十四年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所  
西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上山ノ井一四六の六三（次の図に示す部分に限る。）一四六の九一

二 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び鰺ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第三百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十四年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
青森市大字横内字八重菊五九

(二) 保安林として指定された目的  
水源のかん養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に

係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青森市大字横内字八重菊五九

(二) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に

係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# 公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成二十四年一月から同年三月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成二十四年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年三月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおもりラジオくらぶ

三 代表者の氏名

大竹 辰也

四 主たる事務所の所在地

青森市大字古館字大柳四三の三

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、情報受発信力を身につける事業を行うとともに、ラジオを中心とした媒体により住民間のコミュニケーションを促進し、地域で必要とされる情報の掘り起こしとその情報を共有する事業を通じて、地域の安全とともに住民が自信と誇りを持って住める地域の創造に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、若宮地区の県営土地改良事業（農地整備事業（通作条件整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十四年四月十六日から同年五月十六日まで

三 縦覧の場所

中泊町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、椛形堰地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（土砂崩壊防止））計画を定められたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十四年四月十六日から同年五月十六日まで

三 縦覧の場所

深浦町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第九十五号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 豊和エンジニアリング株式会社

二 代表者の氏名 安達 陽宇

三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字松ノ木一七

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第五〇〇三二五号

五 取消年月日 平成二十四年三月七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、ほ装、しゅんせつ及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年二月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、原別土地改良区の定款の変更を平成二十四年四月五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十四年四月十三日

東青地域県民局長 北 山 功 三

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、奥瀬堰土地改良区の定款の変更を平成二十四年四月五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十四年四月十三日

上北地域県民局長 中 田 哲

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大畑土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年四月十三日

下北地域県民局長 長 津 秀 二

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	畑中 重宏	むつ市大畑町赤坂三の一	平成四・三・三

### 教 育 委 員 会

職員<sup>の</sup>給与に関する条例第二十五条の規定に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則をここに公布する。

平成二十四年四月十三日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第六号

職員<sup>の</sup>給与に関する条例第二十五条の規定に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員<sup>の</sup>給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「条例」という。)第二十五条の規定に基づき各市町村が処理することとする教育委員会規則で定める事務<sup>に</sup>関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 条例第二十五条に規定する教育委員会規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 人事委員会規則七 一〇九(住居手当)第六条の規定による住居届に係る事実の確認及び住居手当の月額<sup>の</sup>決定又は改定並びに同規則第九条の規定による事後の確認に関すること。

二 人事委員会規則七 四四(通勤手当)第四条の規定による通勤届に係る事実の

確認及び通勤手当の額の決定又は改定並びに同規則第二十一条の規定による事後の確認に関すること。

附 則

この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

### 選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第十九号

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第二項の規定により、平成二十四年四月三日以降、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年四月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の 名 称	代 表 者	会 計 責 任 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地
伊藤良二後援会	伊藤 良二	伊藤 花江	つがる市木造照日一四の二
木村守男蟹田後援会	戒 修	戒 修	東津軽郡外ヶ浜町蟹田八一の一
脱原子力社会の実 現をめざす会	梅北 陽子	梅北 陽子	青森市桜川三の一〇のCの六
沼山喜久男後援会	滝沢 清美	大崎 忠好	上北郡東北町字往来ノ下三一の三
長谷川兼己後援会	神 義光	長谷川 統一	西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田町字米山五六
松橋博秋後援会	松橋 博秋	松橋 桂子	つがる市富范町藪分一七

労 働 委 員 会

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成二十四年四月十三日

青森県労働委員会会長 石 田 恒 久

氏名	職	業
石田 恒久	青森県労働委員会委員 弁護士	
大澤 一貫	青森県労働委員会委員 弁護士	
赤城 国臣	青森県労働委員会委員 弘前大学名誉教授	
今 喜典	青森県労働委員会委員 青森公立大学経営経済学部教授	
前田 みき	青森県労働委員会委員	
山内 裕幸	青森県労働委員会委員 全日通労働組合青森支部執行委員長	
鈴木パティ	青森県労働委員会委員 オールサンデーユニオン中央執行副委員長	
葛西藤八郎	青森県労働委員会委員 弘前航空電子労働組合執行委員長	
石田 隆志	青森県労働委員会委員 日本労働組合総連合会青森県連合会会長	
小野 武司	青森県労働委員会委員 三八五労働組合中央執行委員長	
北村真夕美	青森県労働委員会委員 株式会社青森経営研究所代表取締役社長	

前田 清敏	青森県労働委員会委員 前田電子株式会社代表取締役会長
寺下 一之	青森県労働委員会委員 寺下建設株式会社代表取締役副社長
山谷 清人	青森県労働委員会委員 社団法人青森県経営者協会専務理事
藤本 和夫	青森県労働委員会委員 協同組合青森総合卸センター専務理事
高原 至智	青森県労働委員会事務局長
三上 善弘	青森県労働委員会事務局次長

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭